

事 務 連 絡

令和 4 年 3 月 8 日

市内居宅介護支援事業所

代表者 様

加古川市福祉部高齢者・地域福祉課

監査指導担当課長

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について（通知）

平素より、本市の介護保険行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

居宅介護支援における特定事業所加算の算定に係る人員配置要件について、下記のとおり取扱いを通知します。

#### 記

##### 1 特定事業所加算の算定に係る人員配置要件

- (1) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に、管理者を兼務する介護支援専門員は含まれません。
- (2) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員」に、管理者を兼務する主任介護支援専門員は含まれます。
- (3) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に、管理者を兼務する主任介護支援専門員は含むことが可能です。

ただし、以下の点に留意してください。

○常勤かつ専従の主任介護支援専門員と重複して人数に数えることはできません。

## 2 特定事業所加算の算定が認められない場合の例示

以下に、特定事業所加算の算定が認められない場合について、具体的な例を用いてお示します。あくまで一例ですので、ご参考のうえ、各事業所の実情に照らし合わせてご確認ください。

### (1) 特定事業所加算Ⅱの算定が認められない場合

<特定事業所加算Ⅱの算定に係る人員配置要件>

厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 95 号）八十四

イ（2）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。

ロ（2）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

<特定事業所加算Ⅱの算定が認められない人員配置>

常勤職員 1 管理者兼介護支援専門員

常勤職員 2 介護支援専門員

常勤職員 3 介護支援専門員

常勤職員 4 主任介護支援専門員

非常勤職員 1 介護支援専門員

1（1）より、管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員は 2 名となり、特定事業所加算Ⅱの算定は認められません。

※同様の人員配置の場合、特定事業所加算Ⅲの算定は可能となります。

(2) 特定事業所加算Ⅲの算定が認められない場合

<特定事業所加算Ⅲの算定に係る人員配置要件>

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）八十四

ロ（2）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

ハ（3）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。

<特定事業所加算Ⅲの算定が認められない人員配置>

常勤職員1 管理者兼介護支援専門員

常勤職員2 介護支援専門員

常勤職員3 主任介護支援専門員

1（1）より、管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員は1名となり、特定事業所加算Ⅲの算定は認められません。

3 本通知の取扱い適用時期

当該取扱いについては、令和4年4月1日からを適用することとします。

なお、既に特定事業所加算を算定している事業所は、自主点検のうえ、人員配置要件を満たさない場合は、令和4年3月15日（火）までに加算取り下げもしくは下位区分への変更の届出を行ってください。

また、実地指導時等における指導や届出の審査においては、令和4年4月算定開始分以降について本通知の内容を適用し、指導対象とすることとします。

問い合わせ先

高齢者・地域福祉課 法人指導係

【場所】市役所消防庁舎2F 高齢者地域福祉課分室

【TEL】079-427-9391

【FAX】079-421-2063

【E-MAIL】houjin@city.kakogawa.lg.jp